

改正案

現行

<p>別表第六の二号(第64条関係)</p>	<p>別表第六の二号(第64条関係)</p>
<p>表 (略)</p>	<p>表 (同左)</p>
<p>注 1～注 4 (略)</p>	<p>注 1～注 4 (同左)</p>
<p>注 5</p>	<p>注 5</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (同左)</p>
<p>(4) 超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送の業務の場合</p>	<p>(4) 超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送の業務の場合</p>
<p>(1)から(3)までに定めるもののほか、次のアからカまでに掲げる事項について具体的な計画を定めるときは、併せて記載すること。</p>	<p>(1)から(3)までに定めるもののほか、次のアからカまでに掲げる事項について具体的な計画を定めるときは、併せて記載すること。</p>
<p>ア 超高精細度テレビジョン放送を行う場合であつて、一部の時間帯に複数の超高精細度テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間全体(複数の超高精細度テレビジョン放送を行う場合における当該超高精細度テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び複数の超高精細度テレビジョン放送を行わない場合における超高精細度テレビジョン放送の合計をいう。)における複数の超高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合</p>	<p>(新設)</p>
<p>イ 高精細度テレビジョン放送を行う場合であつて、当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間全体(当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二</p>	<p>ア (同左)</p>

以上の標準テレビジョン放送を行う場合は、当該標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。)における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合

ㄱ 超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合

ㄴ 高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合

ㄷ 一週間当たりの放送時間全体における成人向け番組に係る放送時間の占める割合

ㄹ 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合

別表第七の二号(第 65 条第 1 項関係)

注 2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注 1 の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

ㄱ (同左)

ㄴ (同左)

ㄷ (同左)

ㄹ (同左)

別表第七の二号(第 65 条第 1 項関係)

注 2 (同左)

(1)～(8) (略)

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次のアからウまでの様式により記載すること。

ア 放送番組表

(表略)

(注1) ～ (注6) (略)

(注7) テレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、複数の走査方式等による放送を行うものは、個々の放送番組の欄内に走査方式等の別が分かる記号等を記載すること。

(注8) 超高精細度テレビジョン放送を行う基幹放送事業者の場合であつて、超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送する超高精細度テレビジョン放送と当該超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送のいずれも行うときは、個々の放送番組の欄内にその別が分かる記号等を記載すること。

(注9) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る放送時間及び比率を（ ）で再

(1)～(8) (同左)

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次のア及びイの様式により記載すること。

ア 放送番組表

(同左)

(注1) ～ (注6) (同左)

(注7) (同左)

(新設)

(注8) (同左)

掲すること。

イ・ウ (略)

別表第八号 (第65条第1項関係)

第1 見積表

表 (略)

注1～注5 (略)

注6 協会の場合は、適宜の様式により記載すること。

注7 (略)

第2 見積りの根拠

ア 収益

表 (略)

注1・注2 (略)

注3 協会の場合は、記載を要しない。

注4 (略)

注5 (略)

イ 費用

表 (略)

注 (略)

第3 放送番組の主たる利用見込者

次の様式により記載すること。

表 (略)

注1～注4 (略)

注5 協会の場合は、記載を要しない。

イ・ウ (略)

別表第八号 (第65条第1項関係)

第1 見積表

表 (同左)

注1～注5 (同左)

(新設)

注6 (同左)

第2 見積りの根拠

ア 収益

表 (同左)

注1・注2 (同左)

(新設)

注3 (同左)

注4 (同左)

イ 費用

表 (同左)

注 (同左)

第3 放送番組の主たる利用見込者

次の様式により記載すること。

表 (同上)

注1～注4 (略)

(新設)

○基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令
 (平成二十七年総務省令第二十六号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十九 (略)</p> <p>三十 超高精細度テレビジョン放送 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二条第一項第二十八号の三の二に規定する超高精細度テレビジョン放送をいう。</p> <p>三十一 データ放送 電波法施行規則第二条第一項第二十八号の四に規定するデータ放送をいう。</p> <p>三十二～三十八 (略)</p> <p>(通則)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 申請者等が衛星基幹放送の業務に関し使用するトランスポンド数の合計が四を超える場合にあつては、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 申請者等が衛星基幹放送(超高精細度テレビジョン放送を除く。)の業務に関し使用するトランスポンド数の合計が四を超えないこと。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十九 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>三十 データ放送 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二条第一項第二十八号の四に規定するデータ放送をいう。</p> <p>三十一～三十七 (略)</p> <p>(通則)</p> <p>第八条 (同上)</p> <p>一～五 (同上)</p> <p>六 申請者等が衛星基幹放送の業務に関し使用するトランスポンド数の合計が四を超えないこと。</p> <p>(新設)</p>

ロ 申請者等が衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）の業務に關し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。

七〇十（略）

（認定放送持株会社であつて総務省令で定めるもの）

第九条（略）

一・二（略）

三 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第七号イに適合する場合は、この限りでない。

イ 衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下この号において同じ。）の業務に關し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超える場合にあつては、次のいずれにも該当すること。

(1) 衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送を除く。）

の業務に關し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えないこと。

(2) 衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）

の業務に關し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えないこと。

ロ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の

七〇十（同上）

（認定放送持株会社であつて総務省令で定めるもの）

第九条（同上）

一・二（同上）

三 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下この号において同じ。）の業務に關し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えず、かつ、次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第七号イに適合する場合は、この限りでない。

イ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の

業務を行う者が衛星基幹放送の業務を自ら行うものでないこと。

ハ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して支配関係を有しないこと。

四・五 (略)

(第八条第七号イ及び第九条第三号ハ)の規定の適用に係る特例

第十四条 第八条第七号イ及び第九条第三号ハの規定の適用については、同一の認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して法第二条第三十二号ロ又はハに規定する関係を有する場合における当該関係は、支配関係に該当しないものとみなす。

業務を行う者が衛星基幹放送の業務を自ら行うものでないこと。

ロ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して支配関係を有しないこと。

四・五 (同上)

(第八条第七号イ及び第九条第三号ロ)の規定の適用に係る特例

第十四条 第八条第七号イ及び第九条第三号ロの規定の適用については、同一の認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して法第二条第三十二号ロ又はハに規定する関係を有する場合における当該関係は、支配関係に該当しないものとみなす。